

競争参加者の資格に関する公示

令和6年度グアム移転事業に関する補助業務（その1）に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、本公示に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和6年1月18日

分任支出負担行為担当官
防衛省整備計画局施設計画課
契約制度企画室長 上谷 康晴

1 業務概要

(1) 業務名 令和6年度グアム移転事業に関する補助業務（その1）

(2) 業務内容

本業務は、在沖米海兵隊のグアム移転事業（日本国政府の財政支出で整備する事業等）に関して、グアムにおける米国政府関係者との調整を通じて、建設工事等の進捗管理及び資金管理に必要な補助業務を行うものである。

なお、前年度の業務内容については、本業務の履行に支障がないよう当該業務の前年度受注者（令和5年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務受注者）及び監督官から引き継がれる。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

2 申請の時期

公示日から令和6年2月2日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、10時から18時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。最終日は正午までとする。

なお、令和6年2月2日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、開札の時までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 D棟5F
防衛省整備計画局施設計画課契約制度企画室
TEL 03-3268-3111（内線36444、36448又は36435）
メールアドレス shikakushinsa@ext.mod.go.jp

(2) 申請書の提出方法

申請者は、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という）に共同体協定書（下記4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出

すること。

なお、申請書を電子メール以外の方法により提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、共同体の代表者及び代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「電気」、「機械」、「通信」、「土木」又は「環境等」のいずれかに係る「A」の格付を受けていること。また、それぞれが単体として北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 北関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和4年10月3日付防衛省整備計画局施設計画課長公示）4(2)に該当しないものであること。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(1)の担当部局において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 共同体の名称は、「令和6年度グアム移転事業に関する補助業務（その1）〇〇・〇〇共同体」とする。